

きよせ くらしのハンドブック



令和元年度 消費生活展
テーマ「くらしと環境」

発行：清瀬市消費生活センター
協力：清瀬市登録消費者団体連絡会

はじめに

平成9年5月1日、清瀬駅北口徒歩5分の場所に消費生活センターは開館しました。

内部は木のぬくもりのある、高齢の方や、障がいがある方にも安心してお使いいただけるようにバリアフリー設計となっています。消費生活に関する様々な情報が用意されていますので、お気軽にお立ち寄りください。

《目 次》

消費生活センターとは？	2
くらしに潜む消費者トラブル	7
クーリング・オフ制度	11
第40回清瀬市消費生活展 テーマ「くらしと環境」	13
登録団体の紹介	22



消費生活センターとは？

清瀬市消費生活センターは、市民の皆さまの消費生活の安定と向上をはかることを目的とした拠点施設です。消費生活相談・学習・消費者活動の場としてご利用ください。

【消費生活相談】

増加する悪質商法や不当請求をはじめ、商品やサービスのトラブルを専門の相談員が一緒になって考え、解決のためのお手伝いをしています。料金はかかりませんので、ひとりでお悩みにならずに気軽にご相談ください。

対象：清瀬市在住・在勤・在学の個人の方

方法：電話または来所にて相談。（※事業者の方の事業に関する相談はお受けできません）

相談員より

「最後まで決してあきらめない」ことを相談員全員が心がけ、悪質な消費者トラブルから被害者を救済するため、相談者へのアドバイスや事業者との交渉を粘り強く行っています。契約などで迷った時などは事前に消費生活相談にぜひお越しください。

【相談電話】 **042-495-6212**

【相談時間】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

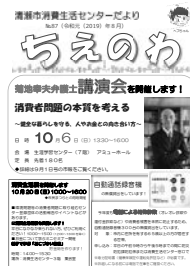
午前10時～正午、午後1時～4時

全国共通の電話番号 **188**（いやや 消費者ホットライン）

【消費生活に役立つ情報の提供】

消費者被害防止や消費生活に役立つ情報の提供、各種講座などを行っています。

- 広報誌「ちえのわ」の発行
- 啓発冊子やパンフレット等の発行・配布
- 製品事故情報やリコール情報の発信



【消費生活に関する講座の開催・啓発活動】

- 消費生活講座の開催（センターで実施する講座には保育も付いています）
- 消費生活展の開催
- きよせ出前講座への講師（消費生活相談員）派遣
- 関連図書やDVDの閲覧・貸出



【消費者活動の支援】

- 消費生活センター登録団体の活動や学習・研究を支援しています
- グループ活動室の貸出
- きよせエコまつり（例年6月）開催支援

【リサイクル情報】 さしあげます・ゆずってください

- 一般家庭で不用になったまだ使えるものの再利用を、市報きよせ（毎月15日号）、清瀬市ホームページ、消費生活センターの1階ロビー掲示板にて情報提供しています。（無料譲渡に限ります）

【施設について】

(2階は駅前乳児保育園のため、ご利用できません)

【1階】事務室・ロビー

図書や啓発チラシ・パンフレット等のコーナー、冷水機、コピー機(10円)があります。



【3階】テスト兼調理室

簡易商品テストや調理などに使用できます。 ※定員 37 名
包丁、鍋などの調理道具や茶わんやコップなどの食器もあります。



【4階】会議室

机を使用した会議、学習会などに使用できます。会議室1と会議室2がありますが、合わせて広く利用することもできます。

※定員 41 名



会議室1 ※定員 25 名



会議室2 ※定員 10 名

【4階】集会室

畳の部屋（和室）で、座卓や座布団があります。 ※定員 18 名



施設使用料金

室名	時間	9時 ～ 12時	13時 ～ 17時	18時 ～ 22時	9時 ～ 17時	13時 ～ 22時	9時 ～ 22時	定員 (人)	面積 (㎡)
		午前	午後	夜間	午前 ～ 午後	午後 ～ 夜間	全日		
集会室		800	1,000	1,400	1,800	2,400	2,900	18	31.01
会議室 1		1,300	1,600	2,200	2,900	3,800	4,600	25	48.10
会議室 2		300	500	600	800	1,100	1,300	10	20.43
会議室 1・2		1,600	2,100	2,800	3,700	4,900	5,900	41	76.84
テスト兼調理室		2,100	2,800	3,800	4,900	6,600	7,800	37	79.22

(単位：円)

※館内・敷地内は全面禁煙です。

※施設を借りる時には施設予約カードが必要です。詳細は職員にお尋ねください。

くらしに潜む消費者トラブル

トラブル事例 ①

－ 総合消費料金訴訟 －

「利用していた契約会社から約束不履行による訴状が提出されました。このまま放置すると差し押さえを強制執行します」というハガキが届いた。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒ 振り込め詐欺です！

- ・絶対に連絡をしないこと！訴訟を取り下げるためにと弁護士費用名目でお金を払わせるのが目的です。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号4A9A7

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。

尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年3月6日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関4-1-9
お問合せ窓口 03-5657-
受付時間9:00～19:00

《解説》

差し押さえ、強制執行などの言葉をみると不安になりますが、このようなハガキ・封書は無視してください。



トラブル事例 ②

ーパソコン使用中に警告表示は詐欺です！ー

パソコン使用中に突然「警告！あなたのコンピューターでウィルスが検出させました」という警告表示が現れた。画面に表示された電話番号に慌てて連絡をすると片言の日本語を話す外国人が出て「パソコンが危険な状況なのでセキュリティソフトの購入が必要だ」と言われクレジットカードの番号を教えたしまった

消費生活相談員からのアドバイス

⇒ あわてて電話をかけないこと！

・警告表示はパソコンがウィルス感染してしまったと不安をあおり、電話をかけさせ、お金を払わせるのが目的です。

《解説》

実際にパソコンがウィルス感染したわけではなく、ウェブサイトで広告が表示される仕組みを用いて偽りの警告表示を出現させていると考えられます。警告表示を鵜呑みにせず、安易に電話をかけないことが重要です。



トラブル事例 ③

－ 原状回復費用は借主負担？－

5年間借りていた2DKのアパートを退去することになった。立合いの時には特別何も言われなかったのに、後から敷金をはるかに超える高額な請求書が送られてきた。内容は壁紙（クロス）、網戸の張り替え、畳替え、フローリングの修理などだった。

それらの費用は全て借主負担なのか疑問に感じて、不動産会社に申し出たら、原状回復費が借主負担であることは契約書に書いてあると言われた。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒「賃貸住宅契約書の原状回復」の意味を理解しましょう！

・通常に暮らして発生する損傷・汚れの修繕は借主負担ではありません！

《解説》

「原状回復」とは、借主の故意、不注意でできた汚れ・破損などを元に戻すという意味です。例えばタバコの火による畳のコゲや穴、インクをこぼした痕、穴をあけたクロスや網戸などが対象です。

5年の間に生じた自然な損傷や汚れは、次の借り手のために家主負担できれいにすべきです。きちんと申し出ましょう。

トラブル事例④ ー 定期購入契約だった健康食品 ー

インターネットで「今だけ500円！」という健康食品のキャッチフレーズを見て、申し込んだら、次の月にまた同じものが届いた。

事業者にお問い合わせたら、契約ではあと3回商品が届くという。しかも代金は2回目からは3,980円だった。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒ **安いから得だと飛びつかないこと！**

・申込み画面をよく見ましょう！安いには訳があります。申込みを誘う安い金額にだまされないで！

《解説》

このケースのトラブルは主に化粧品、健康食品の購入で起きています。インターネット上では、繰り返し申し込みを誘う体験談や写真がアップされています。法の改正により商品の継続販売については、回数や総額についての分かりやすい表示が必要とされていますが、いまだあいまいな画面表示をしている事業者もいます。申し込み前に契約条件をよく読みましょう。




ご存じですか？ クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、消費者が契約したあとで、冷静になって考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で一方的に契約を解除できる制度です。「突然の訪問販売で不要な物を買ってしまった」、「エステの格安チケットを使って脱毛エステを受けたが、施術後に高額な契約を勧められ、断り切れずに契約してしまった」このような不意打ち的な取引で契約した場合も解除できます。

契約書を受け取った日を含めて、一定期間内にハガキ（簡易書留）で通知します。

（表）

	事業者名（会社名） 代表者 様	事業者（会社）の住所
---	-----------------------	------------

（裏）

契約解除通知
契約年月日
契約金額
販売会社名
担当者
上記契約を解除します。
支払った金額 円を返金し、商品を引き取ってください。
年 月 日
（契約者住所）
（契約者氏名）

クーリング・オフ



⇒ **必ず確認しておきましょう**

- 購入（契約）した場所はどこですか？
- 購入（契約）した商品・サービスは何ですか？
- 購入（契約）金額はおいくらですか？
- 契約書面はありますか？
- 契約書面を受け取った日から起算して何日目ですか？
- 営業目的の購入（契約）ではないですか？
- 事業者からクーリング・オフについて嘘を言われたり、妨害行為をされていませんか？

⇒ **クーリング・オフができない取引にご注意ください！**

- ① 自ら店舗（固定的施設で一定期間以上にわたり、商品等を陳列して商品が自由に選択できる場所）に出向いて購入（契約）した場合
- ② 通信販売で購入（契約）した場合
- ③ 自動車購入・リース、飲食店での飲食、代金3千円未満の現金取引、葬式など
- ④ 化粧品、健康食品、配置薬などの政令指定消耗品（8品目）を消費した分
- ⑤ 営利目的の購入（契約）

クーリング・オフ



第40回 清瀬市消費生活展

テーマ「くらしと環境」

日 時：令和元年 10月20日（日） 10：00～16：00
（市民まつりと同時開催）

消費生活相談：10：00～12：00 13：00～15：00

会 場：清瀬市消費生活センター

清瀬市消費生活センターでは、消費や暮らしの問題について、学習・研究を行っている団体の活動をサポートしています。現在センターに登録している団体は14団体。様々な課題やテーマに基づき活動しています。

消費生活展は、1年に一度、消費生活センターと登録団体が、団体の活動や、消費者問題を広く知っていただくために、活動の展示・健康チェック・ごみの分別・リユース食器の販売、おもちゃ修理、吊るし飾り展示と製作体験、消費生活相談などを行っています。

令和元年度 第40回消費生活展の
テーマは「くらしと環境」です。

今回は「日本の水道」と「マイクロプラスチック問題」
をテーマに、登録団体より情報や課題をお届けします。



「日本の水道」

高品質で供給が安定している日本の水道事業について考えてみましょう

1887年(明治20年)スタートした日本の近代水道は2018年には普及率が98%となっています。

日本の水道水は高度浄水処理されているので、蛇口をひねると出てくる水を飲料水として使うことができます。これは「水道法」という法律で水道水の水質基準が定められているからです。

2018年12月6日改正水道法(水道民営化法案と呼ばれる)が衆議院と参議院合わせて18時間しか審議されずに可決され12月12日に成立しました。

水道水の飲める国は世界で13か国

アイスランド・日本・フィンランド・ドイツ・オーストリア・アイルランド・スロベニア・クロアチア・アラブ首長国連邦・南アフリカ・モザンビーク・レソト・ニュージーランド・(国土交通省水資源部より)

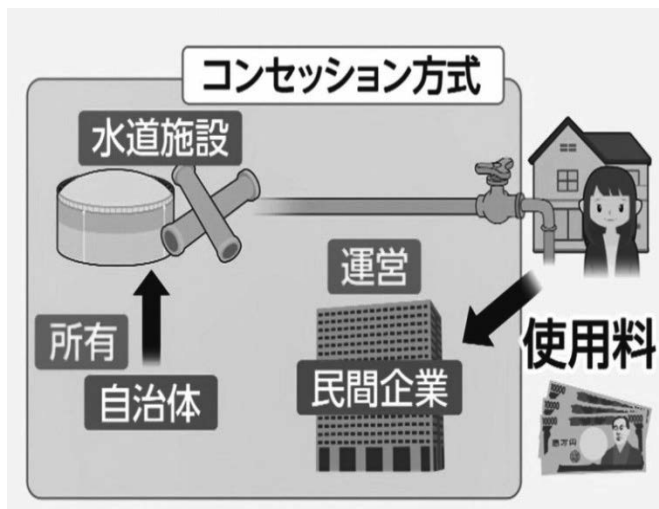
Q: この水道民営化法案に含まれているPFIの1つの手法である「コンセッション方式」とは?

A: PFI(Private Finance Initiative)とは公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金経営能力及び技術的能力を活用し行う手法で、コンセッション方式はそのひとつです。

Q: コンセッション方式の推進とは?

A: 自治体は浄水場や水道管などの施設の所有権を持ったまま運営権を民間企業に売却することになります。資金調達や財政、人事、業者への

発注など水道の運営に関するすべての権限が企業に移行されます。災害時や更新の責任は施設を所有する自治体に残ります。一方企業は運営権を担保に銀行や投資家から資金調達はできるし運営権の譲渡も可能となり、企業にとっても投資家にとっても有利なしくみなのです。



1990年以降世界の水道事業の多くが民営化されました。こうした中、ヨーロッパをはじめ多くの国・地域で民間企業が担ってきた水道サービスを公営に戻す動き、すなわち「水道の再公営化」が広がっています。2000年から2016年の間に32か国で267の自治体が水道の再公営化を決定しました。

Q：実際に企業に水道料金を支払う住民にとっては？

A：海外では水道料金の値上げ、企業の倒産、情報非公開、など様々な問題が噴出してきているようです。

結果、パリ市、ベルリン市など再公営化をめざす自治体が増えています。英国では約40年間の民営化・官民連携は「失敗」と評価されました。

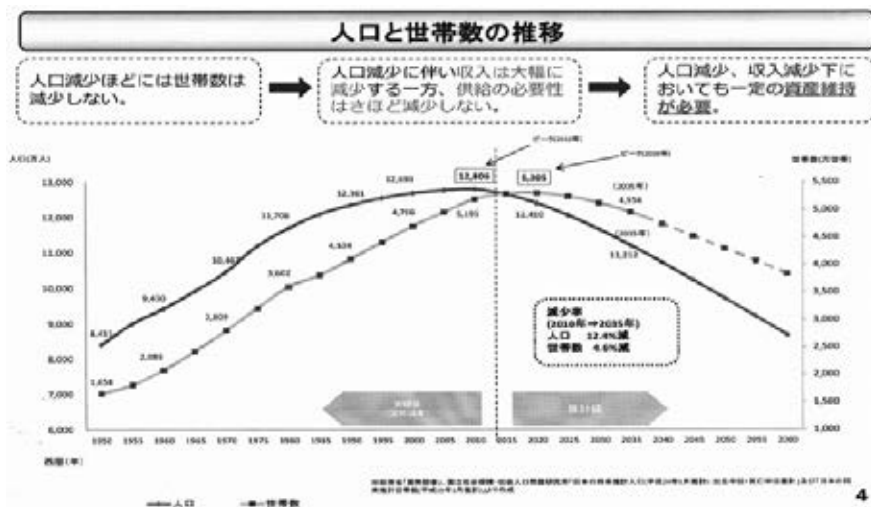
Q：世界に逆行するかのような日本の政策、日本が水道の民営化を目指している理由は？

A：日本の企業に水の運営事業を担わせて経験を積ませ、海外（アジア、アフリカなど人口が増えている開発途上国）で事業を展開させる「インフラシステム海外展開行動計画」という戦略があるからです。

運営権を丸ごと手にして途上国などで事業を実施すれば新興国のひとつひとつから公共の水の権利を奪いかねません。2010年7月国連では「水は基本的人権である」という宣言が採択されました。（日本は棄権）まさに水問題は死活問題です。日本人には潤沢にあるのが当たり前と考えるがちの「水」ですが、現代では経済戦争の一つとにされているようです。

Q：日本に住む私達が現在、自覚すべき課題は何ですか？

A：①人口の減少、②インフラの老朽化、③水道職員の減少などです。



○収益の低下

人口の減少に伴い水道料金の収入は減少していきます。

○インフラの老朽化

設備の老朽化が進み、水道管などの更新の時期になっています。老朽化した水道管の交換には1 kmあたり約1億円かかります。

○人材不足

職員の高齢化や専門技術者の不足。公務員の削減、財政のスリム化が進んでいます。



出典：総務省自治財政局

○水道料金の地域格差が生じる

現在8倍の水道料金価格差が民営化で20倍になる可能性もあります。人口密度や水辺の環境で料金に差が出るとのこと。



水道料金 (家事用20m ³ あたり)		全国平均 327円
高い	安い	
1 北海道・夕張市 6841円	1 兵庫・赤穂市 853円	
2 北海道・由仁町 6379円	2 山梨・富士河口湖町 985円	
3 北海道・羅臼町 6360円	3 静岡・長泉町 1120円	
4 北海道・江差町 6264円	4 静岡・小山市 1130円	
熊本・上天草市 大矢野地区	5 和歌山・白浜町 1155円	

日本水道協会 2017年4月1日現在

「水」がどこからきてどこへいくのか？

30年後の人たちにも安心・安全な「水」を！いのちの「水」を！

(担当 奥田・斉藤)

講座の予定

2020年1月29日(水) 14時~16時

映画 「どうする？日本の水道」

映画上映と内田聖子さんトーク

出典：どうする？日本の水道 資料集
NPO アジア太平洋資料センター他

「マイクロプラスチックによる環境汚染・ごみ問題」

マイクロプラスチックって何？

私たちが使うプラスチック製の容器包装やプラスチック製品などは、使用後ごみになり、その一部は散乱ごみとして川や海に流入します。

その量は世界中で推定1.5億トン、更に毎年800万トン以上流入していると言われています。

今、良く耳にするマイクロプラスチックとは、5ミリ以下のサイズのプラスチックのことを言います。



マイクロプラスチックには

一次的マイクロプラスチック

- はじめからごく小さく作られたプラスチック（1ミリ以下）
- 洗顔料や工業用研磨剤に使用されるプラスチックマイクロビーズ
- プラスチック製品の間接材料
- レンジペレット

二次的マイクロプラスチック

- プラスチック製品が劣化して破片化した微細片
- 化学繊維の漁網やロープ、衣類などから抜け落ちた繊維状のマイクロプラスチック（ファイバー）
- メラニン樹脂製のスポンジ片や人工芝の破片

■身のまわりの主なマイクロプラスチック発生源

容器包装
使い捨て
プラスチック



屋外で捨てられると、紫外線でもろくなって砕ける

メラミンスポンジ
ウレタンスポンジ



使用時に発生

繊維製品
(化繊)



洗濯のときに繊維くずが発生

紙おむつ
生理用品(吸水ポリマー)



流せるタイプ
ではポリマーが流出

洗顔料
ボディソープ
(スクラブ剤)



成分欄に「ポリエチレン」「ポリプロピレン」など、プラスチックの名称が書かれている

ハミガキ(研磨剤)



マイクロプラスチックはどうして問題なの？

プラスチックやマイクロプラスチックごみは分解しにくいので、やがて川や海に流れ出て海の生きものが食べものと間違えて飲み込んだり、絡まったりして命を奪うなどの被害が起きています。

プラスチックには、もともとそこに含まれている添加剤があり、分解時に川や海に溶け出るものもあれば、とどまるものもあり、生物の体内と一緒に吸収されることが問題です。

また、マイクロプラスチックは汚染物質を吸着して濃縮した有害化学物質を運びます。

マイクロプラスチックはプランクトンや魚に食べられ、汚染物質の「生物濃縮」を加速させます。

これ以上汚染が進むと、魚介類を食べる人の健康への影響も懸念されます。



私たちは何をすれば良いの？

世界では今、急速にレジ袋や食品の容器包装、飲料、ペットボトルなど、使い捨てプラスチック製品の規制や禁止が進んでいます。

国連環境計画(UNEP)は2017年に「きれいな海キャンペーン」をスタートさせ、国連環境総会でも重点課題の一つとして海洋ごみ対策が議論されました。

フランスなどは化粧品のプラスチックビーズや、使い捨てプラスチック容器の禁止を決めています。

今すぐ私たちが始められることは、プラスチックごみにしないために、プラスチックの使い捨てを減らすことです。

◎マイクロプラスチックの発生源となるものは、できるだけ使わない

◎プラスチックごみを出すときは、適切な回収・処理をする



(担当 松田規子)

きよせしとうろくしょうひしゃだんだいれんらくかい 清瀬市登録消費者団体連絡会

登録消費者団体は清瀬市消費生活センターの登録団体で現在13団体で活動しています。それぞれの団体は「環境・平和・食の安全・医療・介護」など、暮らしに役立つ問題を熱心に取り組み、毎月開催する定例会で各団体の活動内容を報告、検討しています。毎月の定例会のほか、エコまつり・消費者講座・学習会・消費生活展・見学会そして交流会で消費者の皆様と暮らしをより良くしていくための活動を行っています。

団体に登録するには年度の初めに申請し承認されることが必要です。

また、登録団体連絡会は東京消費者団体連絡センターに加入し、都内の他団体とともに、東京の消費者活動を推進していくための活動にも参加しています。

◆登録団体一覧

パルシステム東京清瀬委員会・西都保健生活協同組合 清瀬支部・
新日本婦人の会 清瀬支部・環境・シャボンの会・清瀬ごみともだち・
清瀬環境市民協議会・布遊の会・多摩きた生活クラブ生協まちきよせ・
清瀬手づくりハムの会・清瀬北口睦会商店街振興組合・清瀬女性会議・
ポケット広場・清瀬おもちゃ病院・お茶の間きよせ

(問い合わせ) 八代田 042-492-6309



定例会会議



2019年6月エコまつりでの学習会(片づけ講座)

とうきょう きよせいんかい
パルシステム東京・清瀬委員会

パルシステム東京・清瀬委員会では、食の安全・安心、環境、平和、健康、ライフスタイルの向上などを目的として、清瀬市のパルシステム東京の組合員を対象に、講習会、学習会、勉強会を企画・開催しています。また、清瀬市や東久留米市では廃油石けん講座の講師を務めたり、東久留米市の「くらしフェスタくるめ」の実行委員を務めるなど地域に根ざした行政と繋がる活動もしています。

(問い合わせ) 松田 042-492-3906



さいとほけんせいかつきょうどうくみあい きよせし ぶ 西都保健生活協同組合・清瀬支部

西都保健生協は医療と介護の事業所を通じて、安心して暮らせるまちづくりを5市で展開しています。清瀬市では西と東の2つの支部があり、日常生活圏の組合員さんで班をつくり、健康チェックや医療・介護の学習会などを行っています。また、自分の健康に関心を持ち、実践できるように保健学校の開催や二酸化窒素の全市調査も20数年続け「地域まるごと健康づくり」の運動をすすめています。

その他、東支部では「サンサン会」や「囲碁将棋サロン」、西支部では「ふらっとサロン」や「健康マージャン」などを開き、組合員の憩いの場になっています。

医療・介護の分野の専門職といっしょに、平和・社会保障を守る運動を他の団体と共同ですすすめています。

(問い合わせ) 土屋 042-492-1681
松良 042-492-3004



しんにほんふじん かい きよせし ぶ
新日本婦人の会・清瀬支部

新日本婦人の会は 1962 年、平塚らいてう、野上弥生子、いわさきちひろなど女性 32 人の呼びかけで創立。全国の地域や職場に班があり、新婦人しんぶんを毎週発行しています。

2003 年には、国連NGOに認証され、国連の会議に代表を送り、世界の女性たちと交流・連帯を広げています。

また「原発ゼロ」「核廃絶」「憲法守ろう」「食料は日本の大地から」「安心して住み続けられる」など、女性の願いを実現するため、みんなで力をあわせ、草の根で運動しています。

新婦人ブログ <http://shinnfujinn.sakura.ne.jp/wp/>

(問い合わせ)

西ヶ谷 042-492-4842
nishigaya0821@yahoo.co.jp



かんきょう

かい

環境・シャボンの会

空気・水・土・生きものなど、地球環境を考えて学習会、見学会などを企画し、他団体と協力しながら活動しています。

生活の中で広く使われている合成洗剤（洗濯・台所・風呂・歯みがき）などから石けんに切り替えること、又再生可能エネルギーに切り替えるために「アースディ西東京 2019」「きよせエコまつり」「きよせ環境川まつり」や「消費生活展」でのパネル展示や商品展示・石けん販売など行い、安全安心な生活を皆さんに勧めています。

定例会・学習会・交流会では環境 DVD「最後の一滴」「エシカル」などの観賞をし、石けんの使用の仕方や有害化学物質についての意見交換などを行っています。

◆福島原発事故から8年6カ月も過ぎています。これは原子力発電から再生可能エネルギー（F I T）電力に変えていかなければいけません。

再生可能エネルギー（F I T）電力の種類は！

1) バイオマス発電

家畜の糞尿、食品廃棄物、木質廃材などの有機ゴミを直接燃焼し発生する熱を利用して発電する。

2) 小水力発電

河川の水を貯めること無く、そのまま利用する発電する。

3) 太陽光発電

太陽の光を太陽電池を用いて直接的に電力に変換する発電です。

4) 地熱発電

地熱を用いて行う発電する。

5) 風力発電

風のかでタービンを回して発電する。



※火力発電は石炭やガスを燃やして電力を作ります。石炭や天然ガスは輸入しなければなりません。輸入に頼らない再生エネルギー電力を皆さんで利用しましょう。

（問い合わせ）佐藤 042-491-5157

きよせ

清瀬ごみともだち

私たちは1994年に多摩地区のごみの最終処分場（日の出）の問題を取り上げた映画「水からの速達」上映を契機に、有志が集いスタートしました。小さな市民グループですが、その名の通り、ごみを減らす方法や仕組みを「市民」「事業者」「行政」が同じテーブルに着き、粘り強く話し合い、協力しながら解決していくことを目指しています。

最近は使わなくなった食器を必要な方にリユースする「お茶わんリサイクル」を市民まつり等で市の協力を得て行っています。

終活の視点からもニーズが高まると思われ〈捨てずに、リユース〉の流れをアピールしていきます。

また、プラスチックごみによる海洋汚染が大きな環境問題になっています。『環境・川まつり』の全体企画に参加し、川から海へ流れ出るプラスチックごみの実態を示しながら、分別の必要性や、ごみを減らすための工夫を、小学生をはじめとした市民のみなさんに提案しています。

身近で誰もがかかわるゴミについて、一緒に考えていきませんか。毎月定例会を開いているので是非ご参加ください。

<http://gomitomo.web.fc2.com/>

(問い合わせ) 林屋 042-491-4814



きよ せ かん きょう し じん きょう ぎ かい 清瀬環境市民協議会

(旧名称：清瀬ダイオキシン対策等市民協議会)

お母さん一人で悩まないで…子どものアレルギー講習会

とりくみの出発点となったのは、アレルギー疾患と有毒化学物質の因果関係について乳幼児10万人を対象にした「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」の中間報告として開催（1916年）した佐々木裕子氏の講演会でした。その後、アレルギー疾患の子どもへの支援活動を10年来続けているNPO法人「アレルギーを考える母の会」の活動から学ぼうと講演会（2018年）を開催。アレルギー疾患の実態や対処法を学びました。講演内容は素晴らしかったのですが、アレルギー疾患で悩んでいる保護者に情報が伝わらなかったことが残念でした。

こうした反省から今年度は、子育ての市民団体・NPO法人ウイズアイとの共済事業として子どものアレルギーで悩んでいるお母さんを対象にしたより実践的な講習会を計画し、市教育委員会の後援事業としてとりくみました。市内小・中学校に約5000枚の案内チラシを届け、3月3日に開催。当日は21名が参加し、講習会終了後重度のアレルギー疾患の保護者5名が個別指導を受けました。

ときには命に関わる子どもの食物アレルギー疾患。私たちのとりくみで対応できたのは氷山の一角に過ぎませんでしたが、これからも引

き続き環境問題にとりくんでいきたいと思います。



事務局

藤岡 042-493-6601

ふゆう かい 布遊の会

リサイクル お洒落で楽しいリメイク

リサイクルを心がけ、全員で知恵を出し合い、新しく生まれ変わる作品作りを提案しています。

着られなくなった浴衣、古い布団カバー、シーツ等で布ぞうり、編み残りの糸で人形や小物、着物や浴衣で直線裁ちによるドレスやブラウス等を作っています。特に「布ぞうり」は随時講習会を開き、参加された方々に喜ばれております。

(問い合わせ) □田 042-493-9888

【活動状況】

日時 毎週月曜日 10時から16時まで

場所 消費生活センター3階 グループ活動室



た ま せいかつ せいきょう
多摩きた生活クラブ生協まち・きよせ

生活クラブ生協は国産、無添加、減農薬、こだわりの安心食材を宅配しています。「生産→流通→消費→廃棄」をトータルで考え、生産者と共に消費者も食品開発を進めています。オリジナル品は9割を超え、遺伝子組み換え食品や化学農薬、放射能など厳しく検査しています。

また環境問題にも取り組み、柳瀬川を守るせっけん運動にも参加しています。

(問い合わせ) 目黒 042-491-6336



きよせて かい 清瀬手づくりハムの会

より安全で安心な食をめざして

国内産の豚肉を使い、無添加の手づくりハム、ソーセージ、ベーコン等を作る団体です。健康のため、塩分・脂肪も控えめです。活動時にはいろいろなものを燻製したり、食品の試食をしています。昨年度は10回の活動をしました。また、清瀬市消費生活センターの講座で「無添加ソーセージ作り」を行いました。

●「ソーセージ作り講習会」をご希望の方は、下記へご連絡ください。

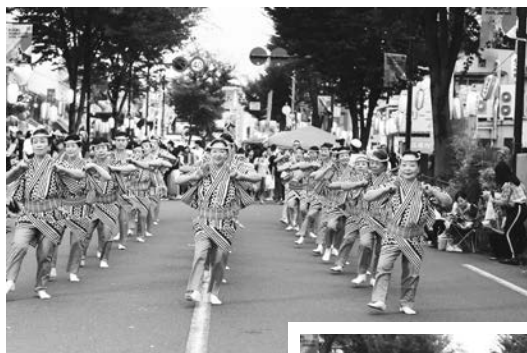
(問い合わせ) 増村 042-494-2926



きよせきたぐちむつみかいしょうてんがいしんこうくみあい 清瀬北口睦会商店街振興組合

清瀬北口で事業を営む会社・商店の集まりで、つながりを育み地域に根ざした活性化に貢献する親しみのある商店街です。活動として8月のけやきロードフェスティバルでは迫力のあるステージパフォーマンスや清瀬最大の盆踊りが大きなイベントです。毎月行っているまち美化プログラム、けやき通りの清掃、そして一斉清掃。12月にはクリスマスセール大抽選会、年末には駅周辺美しいイルミネーションの設置で皆様に喜んでいただける様尽力しています。

(問い合わせ) 河口 042-491-4612



きよせじょせいはいぎ 清瀬女性会議

私たちは「♀女性会議」という全国組織の清瀬支部のメンバーです。(1962年結成された日本婦人会議が2002年♀女性会議に名称変更)

きれいな水といのちを守るための合成洗剤追放運動。所沢市で発覚した富士見産婦人科病院事件被害者支援の取り組みなどを行ってきた団体です。そして今、脱原発＝エネルギー対策の転換により10年後、20年後の未来を守る行動に力を入れています。

「姉妹よ、まずかく疑うことを習え」by 山川菊栄、をモットーに本当かな?なんでかな?等々あらゆる方向から疑問をもって運動を続けていきたいと考えてます。

(問い合わせ) 大貫 042-497-8192



ひろば ポケット広場

毎月第4土曜日の10時から（都合により変更の場合もあり）、消費生活センターグループ活動室において、「つるし飾り講座」を行っています。毎回、20名を超える参加者があり、古布を利用したつるし飾りの作品は、受講生らにとっても好評です。

「エコまつり」や「消費生活展」では講座参加者の作品の展示や販売も行っています。是非一度ご覧ください。また、講座にはどなたでも参加できますので、下記にお問い合わせください。

（問い合わせ）高橋 誉志子 042 - 493-0282

つるし飾りとは

「つるし飾り」は、縮緬ちりめんなどの着物の布を解いて作った細工物さいくものを、ひもでつなげて竹等で作った輪につるして飾りにしたものです。その起こりは江戸時代とされていて細工物一つ一つに長寿や健康などを願う意味があり、女の子が生まれたお祝いとして届けられ、桃の節句に飾ったといわれています。



びょういん きよせおもちゃ病院

壊れたおもちゃを修理するボランティア団体です。

定例修理は月に1回、第2土曜日の午後1時半から5時まで、清瀬市児童センター（ころぼっくる）の2階で開院しています。

修理代は無料（部品代は実費）ですが、おもちゃ以外のものや、ピストルのおもちゃ、アンティークのおもちゃについては修理できません。

修理日以外でも清瀬市消費生活センター（平日の午前9時から午後5時まで）、ウィズアイでもお預かりや修理後の受取りも行っていきます。

ホームページ <http://kiyosetoy.web.fc2.com>

（問い合わせ） 松田 042-492-3906



おちゃ ま お茶の間きよせ

子どもからお年寄りまで、いろいろな世代の人たちが気軽に集える場所、今住んでいるところで、人と人が支えられる時間と空間づくりを目指しているグループです。

毎月、第3木曜日 午前10時から午後2時まで、上清戸老人いこいの家で「お茶の間さろん」を開催しています。

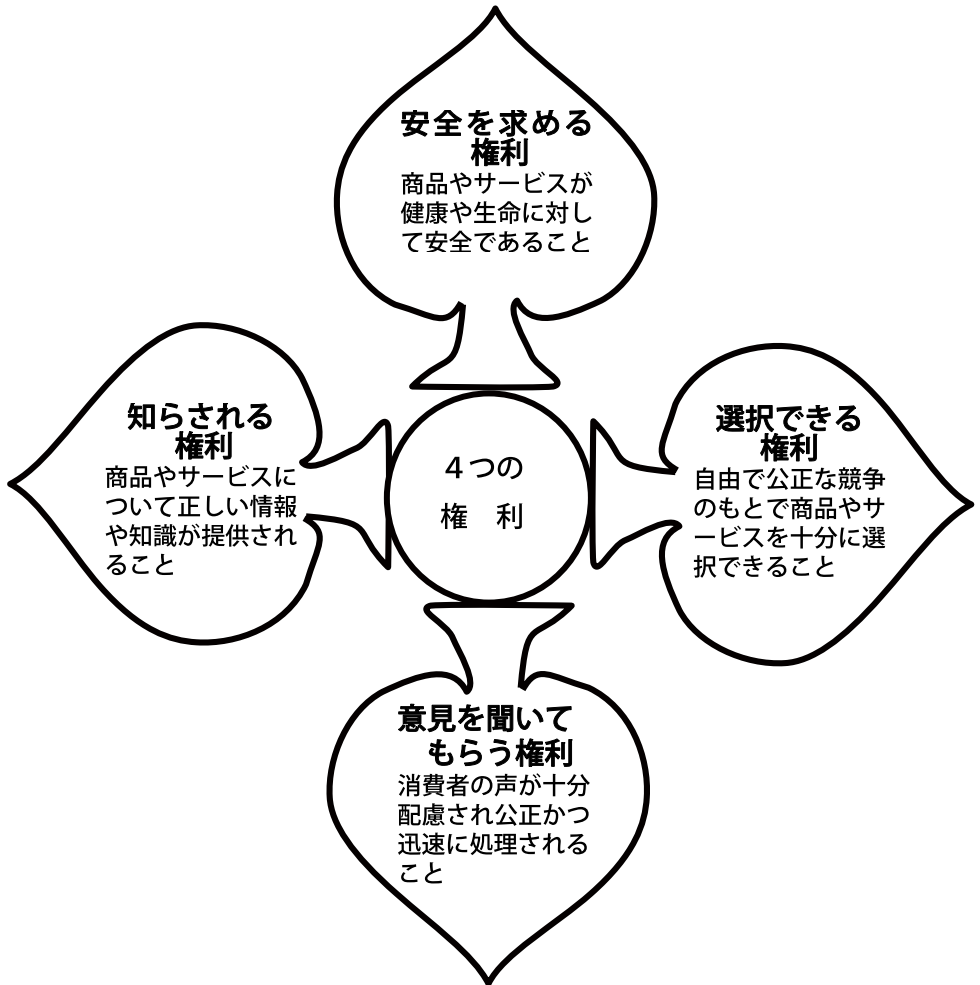
消費生活センターで行われた清瀬エコまつりでは1日お茶の間さろんを開き、炊き込みご飯と具たくさん汁物を提供しました。

また毎年、児童センターで「桜餅を作って抹茶体験」を開き、参加者やボランティアの人たちとの多世代交流を行っています。

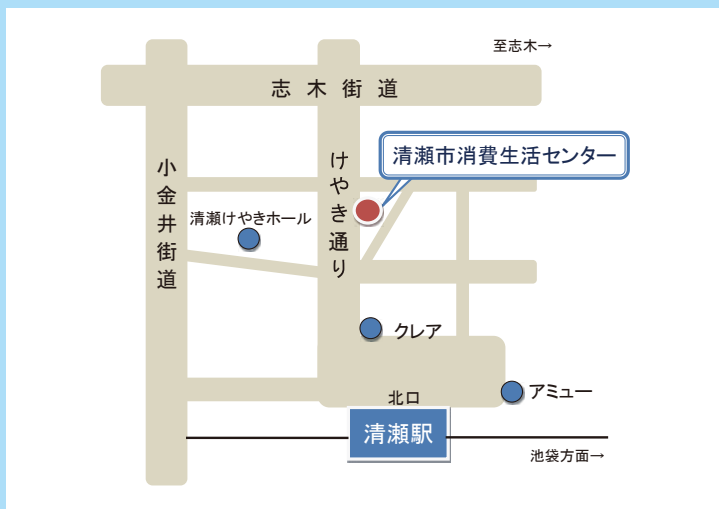
(問い合わせ) 目黒 042-491-6336



4 つ の 権 利



1962年、故ケネディー大統領の「消費者の利益保護に関する特別教書」より



清瀬市消費生活センター

〒204-0021 東京都清瀬市元町1-4-17

【電 話】 042(495)6211

【F A X】 042(495)6221

【相談専用電話】 042(495)6212

【開館時間】 午前9時～午後5時

(祝日・年末年始等を除く月～土曜日)

令和元年10月15日 発行

※掲載されている情報は、令和元年9月時点のものです。

事情により内容が変更になる場合があります。ご了承ください。

ご不明な点は「清瀬市消費生活センター」へお問い合わせください。